

京都大学国際戦略委員会規程

平成25年7月23日

達示第50号制定

第1条 京都大学の国際化の推進に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、国際戦略委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 国際化の推進の方針等に関すること。
- (2) その他国際化の推進に関すること。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 国際担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 総長が指名する理事又は副学長
- (3) 研究科長 5名
- (4) 研究所長又はセンター長 2名
- (5) 国際高等教育院長及び国際交流推進機構長
- (6) 総務部長、学務部長及び研究国際部長
- (7) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号、第4号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第3号、第4号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。

第3条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第5条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員会が行う第1条各号に掲げる事項の審議に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。

3 専門委員会には、必要に応じて第2条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

4 専門委員会の委員は、担当理事が委嘱する。

5 専門委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

6 前各項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会及び専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第7条 担当理事は、委員会における審議経過を役員会に説明するとともに、役員会が諮問を行う場合、当該諮問事項の概要その他必要な事項を部局長会議及び必要に応じて経営協議会若しくは教育研究評議会に報告するものとする。

第8条 委員会に関する事務は、研究国際部国際交流課において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

この規程は、平成25年7月23日から施行する。